

学校法人会計と企業会計との違い

学校法人は、学校を運営し、教育・研究活動の遂行を目的としており、企業のように営利を求め
るものではない。

学校会計では、教育・研究活動が健全に永続的に行われているかを見るため、損益よりも資金
を重視している。これらの情報を開示するため、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借
対照表」の各計算書類を作成・公表することが義務付けられている。

	学校法人会計	企業会計
目的	教育・研究活動が円滑に遂行されたかを知る。	収益と費用から経営成績を知る。
計算書類	・資金収支計算書 ・事業活動収支計算書 ・貸借対照表	・キャッシュフロー計算書 ・損益計算書 ・貸借対照表

- ① 資金収支計算書: 当該年度のすべての活動における、資金の収入と支出を明らかにするもの。
- ② 事業活動収支計算書: 当該年度の教育活動収支、教育活動外収支、特別収支の3分野の収支の内容を明らかにするもの。
- ③ 貸借対照表: 年度末における資産、負債、純資産(基本金、繰越収支差額)の状態を表すもの。

基本金について

企業会計の「資本金」と混同されがちであるが、異なるものである。学校法人会計基準 第29条に「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」とあり、第1号から第4号までの基本金が定められている。

第1号: 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

第2号: 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

第3号: 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

第4号: 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額